

株式交換に関する事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び同法施行規則第 193 条に定める書面)

2026 年 7 月 15 日
株式会社海帆

2026 年 7 月 15 日

株式会社海帆
代表取締役 守田 直貴

株式交換に関する事前開示事項

株式会社海帆（以下「当社」といいます。）は、2026年7月15日開催の取締役会において、同年8月25日を効力発生日とし、当社を株式交換完全親会社、スペースム株式会社（以下、「スペースム社」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日、当社とスペースム社の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 株式交換契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）

別紙1のとおりです。

2. 会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 1 号）

別紙2のとおりです。

3. 会社法第 768 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 2 号）

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 3 号）

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙3のとおりです。

（2）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書等の内容

該当事項はありません。

（3）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 当社についての次に掲げる事項（会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 4 号）

- （1）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

- （2）最終事業年度がないときは、当社の成立の日における貸借対照表

該当事項はありません。

6. 株式交換が効力を生じる日以後における当社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 5 号）

該当事項はありません。

以上

(別紙 1)

株式交換契約書

株式会社海帆（以下「甲」という。）とスぺーム株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を乙の株式交換完全親会社とし、乙を甲の株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

商号：株式会社海帆

住所：愛知県名古屋市中村区名駅 4 丁目 15-15 名古屋総合市場ビル

(2) 乙（株式交換完全子会社）

商号：スぺーム株式会社

住所：東京都中央区銀座 8-17-1 PMO銀座Ⅱ 4 階

第3条（株式交換に際して割当交付する株式）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式（ただし、甲が保有する乙の発行済株式は除く。）の全てを取得する時点の直前時の乙の株主名簿に記載又は記録された株主（ただし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、乙の株式に代わる金銭等として、その保有する乙の普通株式の合計数に 14.38 を乗じた数の甲の株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して行われる前項の対価の割当てについて、本割当対象株主に対し、その保有する乙の普通株式 1 株につき、甲の普通株式 14.38 株の割合をもって割り当てる。
3. 甲が前二項に従って本割当対象株主に対して交付する甲の株式の数に 1 株に満たない端数がある場合、会社法第 234 条その他の関連法令の規定に基づき処理するものとする。

第4条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換に際し増加する甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金 0 円

(2) 資本準備金 会社計算規則第 39 条に従い甲が別途定める額

(3) 利益準備金 0 円

第5条（株式交換の効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026 年 8 月 25 日とする。ただし、本株式交換の手續の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議して合意のうえ、これを変更することができる。

第6条（株式交換契約の承認決議）

1. 乙は、会社法第 783 条第 1 項に定める株主総会を 2026 年 7 月 15 日に開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
2. 甲は、会社法第 796 条第 2 項の定めに従い簡易株式交換による方法で本株式交換の手續を履践するものとし、取締役会を 2026 年 7 月 15 日に開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
3. 前二項の定めにかかわらず、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議して合

意のうえ、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議に係る株主総会又は取締役会の開催日を変更することができる。

第7条（会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、本契約において別途定めるものを除き、その財産状態、経営成績、事業若しくは権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行おうとする場合には、予め甲乙協議して合意のうえ、これを行う。

第8条（剰余金の配当）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。

第9条（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失うものとする。

- (1) 効力発生日の前日までに、第6条第1項に定める乙の株主総会の承認が得られない場合
- (2) 次条に従い本契約が解除された場合
- (3) 本株式交換に必要となる法令に定める関係官庁等の承認が効力発生日の前日までに得られない場合

第10条（株式交換条件の変更及び本契約の解除）

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の資産状態若しくは経営状態に重大な変更が生じたときは、甲乙協議して合意のうえ、本株式交換の条件を変更し、又は本契約を解除することができるものとする。

第11条（準拠法及び合意管轄裁判所）

本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙協議して合意のうえ、これを定める。

本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

2026年7月15日

甲：愛知県名古屋市中村区名駅4丁目15-15
名古屋総合市場ビル
株式会社海帆
代表取締役社長 守田直貴

乙：東京都中央区銀座8-17-1
PMO銀座Ⅱ4階
スぺーム株式会社
代表取締役社長 松村康平

(別紙 2) 会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

当社は、本株式交換に際して、会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関して、次のように判断しております。

1. 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	株式会社海帆 (完全親会社)	スぺーム株式会社 (完全子会社)
株式交換比率	1	14.38
株式交換により交付する株式数	当社の普通株式：7,190,000 株（予定）	

(注) 1. 株式交換により交付する株式数等

スぺーム社の普通株式 1 株に対して、当社の普通株式 14.38 株を割り当てます。当社は本株式交換による株式の交付に際し、新たに普通株式 7,190,000 株を発行する予定であり、当社発行済株式総数 62,415,783 株に対する発行割合は 11.5%となります。なお、本株式交換により当社普通株式の新株発行が行われるため、既存株主の皆様には一定の希薄化が生じることとなりますが、他方で、現金を対価とする株式取得と異なり、本株式交換は当社の手元資金の流出を伴わずにスぺーム社を完全子会社化するものであり、当社の財務基盤に与える影響を抑制しつつ、ヘルスケア分野における事業拡大及び収益基盤の強化を図ることが可能となるものです。本株式交換に係る取得対価総額は、独立した第三者算定機関による株式価値算定結果のレンジ内であることから、当社は、本株式交換に伴う希薄化の影響はあるものの、中長期的な企業価値及び株主価値の向上に資するものであり、合理性があるものと判断しております。

2. 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100 株未満）を保有することとなるスぺーム社の株主については、金融商品取引所市場においてその保有する単元未満株式を売却することはできませんが、会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、当社に対し自己の保有する単元未満株式の買取りを請求することができます。また、当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に請求することができます。

3. 1 株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、当社の普通株式 1 株に満たない端数が生じた場合、会社法第 234 条の規定に従い、1 株に満たない端数部分に応じた金額をスぺーム社の株主に対して支払います。

なお、本株式交換におけるスぺーム株式会社の株式価値については、当社が選任した第三者算定機関による株式価値算定の結果を踏まえ検討しております。当該算定においては、インカムアプローチであるディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（DCF 法）が採用され、企業価値は約 15.8 億円、株式価値は約 9.1 億円と算定されております。また、非流動性ディスカウントを考慮した株式価値は約 6.3 億円と評価されており、その合理的な評価レンジは約 5.7 億円から約 7.0 億円とされております。

当社は、当該第三者算定機関による評価結果に加え、スぺーム社の事業計画、将来的な収益貢献、当社グループにおける医療関連事業とのシナジー効果及び株式会社 Kaihan Medical の収益基盤強化への寄与等を総合的に勘案した結果、本株式交換に係る取得対価総額を 6.4 億円とすることを予定しております。なお、当該取得対価は、第三者算定機関が算定した非流動性ディスカウント考慮後の株式価値評価レンジ内で決定するものであり、合理性を有するものと判断しております。

なお、株式価値算定及び財務調査は、2025 年 5 月期を基準時として算定していますが、2026 年 5 月期における残高試算表の 2026 年 4 月末時点数値も考慮して算定をしていることから、当社は当該

算定及び財務調査は合理性を有していると判断しております。

2. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたって公平性・妥当性を担保するため、当社及びスぺーム社から独立した第三者算定機関である山下会計事務所（所在地：奈良県生駒市北大和二丁目 29 番地 2、代表者：山下互相、以下「山下会計」という）に算定を依頼いたしました。提出を受けた株式交換比率の算定結果、並びに両社の財務状況、業績動向、株価動向等を参考に、両社間で慎重に協議を重ねた結果、上記 1「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率が、山下会計が算定した株式交換比率の算定結果のレンジ内にあるため妥当であるとの判断に至り合意いたしました。なお、この株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件について重大な変更が生じた場合、両社間の協議により変更することがあります。重大な変更が生じた場合には、速やかに公表いたします。

(2) 算定に関する事項

①算定機関の名称並びに当事会社との関係

算定機関である山下会計は、当社及びスぺーム社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

②算定の概要

山下会計は、スぺーム社の株式価値については、非上場会社であるため市場株価が存在しないこと、将来清算する予定はない継続企業であること、事業規模等の観点から参照しうる類似上場会社がないことから類似上場会社法は採用せず、また、その株式価値の源泉は将来の収益獲得能力にあることから、修正簿価純資産法ではなく、将来の事業活動の状況に基づく収益獲得能力を評価に反映させるために DCF 法を用いて株式価値の算定を行いました。山下会計は、スぺーム社の株式価値算定に際して、スぺーム社から提供を受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報、一般に公開されている情報等を原則としてそのまま採用しております。

また、採用したそれらの資料及び情報が全て正確かつ完全なものであること、スぺーム社の株式価値算定に重大な影響を与える可能性のある未開示の情報は存在しないこと、かつ、スぺーム社の将来の利益計画や財務予測が現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。

また、DCF 法による算定については、スぺーム社が作成した事業計画の予測期間である 4 カ年（2026 年 5 月期～2029 年 5 月期）までの財務予測を基本として、将来キャッシュフローを算定し、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し算定しております。なお、DCF 法を採用したスぺーム社の財務予測については、スぺーム社と医療法人社団煌雲会間における契約に基づく業務が事業計画どおりに行われることを前提に予測されたものです。

また山下会計が DCF 法の採用に当たり前提としたスぺーム社の事業計画については、2026 年 5 月期は現状の取引条件を反映しており、2027 年 5 月期以降は医療法人社団煌雲会との取引条件を見直す予定であることを反映しております。2026 年 5 月期が 2025 年 5 月期に比して売上が増加しているのは、主要顧客である医療機関において、スぺーム社が主として先導した広告宣伝が奏功し、2025 年 5 月期から 2026 年 5 月期において、当該医療機関の売上が大きく増加したことに伴い、受託している業務が増加した結果、業務委託費用として業績の改善に寄与しました。

本株式交換契約の成立後、医療法人社団煌雲会ではクリニック増院を計画していることから、医療法人社団煌雲会としての設備投資における資金充当を優先させることを理由として、業務委託支援に係る手数料を減額することにより、業務委託収入を減少させる計画です。この

結果、2027年5月期は2026年5月期に比べて減収減益となる計画となっております。

医療法人社団煌雲会は、2027年5月期は現状の3クリニックを想定しており、2028年5月期はさらに3クリニック増院し、2029年5月期はさらに2クリニック増院する予定を反映しております。新設されるクリニック数の増加に伴い、スぺーム社の業務委託収入も増加する計画となっております。

下記の事業計画は、スぺーム社と医療法人社団煌雲会が締結するコンサルタント業務委託契約書の業務内容（主に医療法人社団煌雲会が外部に発注していた業務に加え、マーケティングの効率化を図るための管理業務及び事業拡大におけるコンサルティング業務）を積み上げた結果算出された事業計画（一部未受注を含む）となります。

<スぺーム社事業計画（単位：千円）>

	2026年5月期	2027年5月期	2028年5月期	2029年5月期
売上高	3,077,792	577,418	1,082,660	1,299,191
営業利益	426,356	80,000	150,000	180,000
経常利益	426,356	80,000	150,000	180,000
当期純利益	426,356	76,988	96,851	116,222

上記方式において算定されたスぺーム社の普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合の算定結果は、以下のとおりです。

採用手法	1株当たり算定結果（円）
DCF法	スぺーム社：1,149～1,403

他方、対価として交付する当社の株式価値については、当社が東京証券取引所グロース市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を用いて算定を行い、直近の株式市場の状況を反映するため、2026年7月14日を算定基準日（以下、「基準日」といいます。）として、東京証券取引所グロース市場における当社株式の基準日終値91円、同日までの直近30日間（2026年6月15日（同日を含みます）から2026年7月14日（同日を含みます）まで）の終値単純平均値99円に0.9を乗じた価額を採用して当社の株式価値を算定することが妥当と判断しました。

なお、市場株価法においては、基準日に近接した市場評価を適切に反映するとともに、一時的な株価変動の影響を一定程度平準化する観点から、また、より長期間の平均株価を採用した場合には、現在の市場評価との乖離が生じる可能性があることも考慮し、直近30日間の終値平均値を採用することが適切であると判断いたしました。

また、平均値に0.9を乗じた価額とした経緯につきましては、スぺーム社から日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠する範囲内でのディスカウントの要望があり、当社としても、本株式交換に係る諸条件について慎重に協議・交渉を行った結果、当該要望が合理的な範囲にとどまる内容であること及び当該要望を受け入れたとしても本株式交換を実行することにより獲得できる中長期的な企業価値向上及び経営統合の実現可能性等を総合的に勘案した結果、スぺーム社のディスカウント要望を受け入れることが合理的であると判断した結果によるものです。

算定された当社の普通株式の1株当たりの価値の評価レンジは以下のとおりです。

算定手法	算定結果（円）
市場株価法	89

以上から、スぺーム社の普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は以下のとおりとなります。

株式交換比率の算定結果	
D C F 法	12.91 ～ 15.76

2. 交換対価として当該財産を選択した理由

当社及びスぺーム社は、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社である当社の普通株式を選択いたしました。当社及びスぺーム社は、当社の普通株式が東京証券取引所に上場されており、本株式交換後、市場において投下資本回収のための取引機会が確保されること等から、相当であると判断いたしました。

3. 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により、増加すべき当社の資本金及び準備金の額は、次のとおりです。下記の資本金及び準備金の額は、当社の財務状況、機動的な資本政策の遂行その他の諸事情を総合的に勘案した上で決定したものであり、相当であると判断いたしました。

- (1) 増加する資本金の額 0 円
- (2) 増加する資本準備金の額 会社計算規則に従い、当社が別途定める額
- (3) 増加する利益準備金の額 金 0 円

以上

(別紙3) 株式交換完全子会社であるスぺーム社の最終事業年度に係る計算書類等

決 算 報 告 書

第 5 期

自 令和06年06月01日
至 令和07年05月31日

スぺーム株式会社

貸借対照表

令和07年05月31日 現在

スベーム株式会社

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	44,045,550	【流動負債】	791,807,620
現金及び預金	30,473,042	短期借入金	537,640,666
売掛金	5,011,829	未払金	212,972,577
前払金	797,716	未払費用	26,515,965
未収入金	1,215,266	預り金	10,065,812
前払費用	6,547,697	未払消費税等	4,402,600
【固定資産】	382,839,294	未払法人税等	210,000
有形固定資産	316,179,757	【固定負債】	118,483,494
建物	13,353,981	長期借入金	118,483,494
建物附属設備	163,150,261	負債の部合計	910,291,114
工具器具備品	133,514,374	純資産の部	
車両運搬具	6,161,141	科目	金額
投資その他の資産	66,659,537	【株主資本】	△ 483,406,270
出資金	30,000	資本金	5,000,000
敷金	46,791,910	利益剰余金	△ 488,406,270
差入保証金	674,000	その他利益剰余金	△ 488,406,270
保険積立金	7,010,962	繰越利益剰余金	△ 488,406,270
役員に対する長期貸付金	12,152,665	(うち当期純損失)	△ 240,470,576
		純資産の部合計	△ 483,406,270
資産の部合計	426,884,844	負債・純資産の部合計	426,884,844

損益計算書

自 令和06年06月01日
至 令和07年05月31日

スベーム株式会社

(単位：円)

科目	金額	
【売上高】		
売上高	1,990,754,675	1,990,754,675
【売上原価】		
期首商品棚卸高	50,491,821	
仕入高	358,207,459	
合計	408,699,280	
売上総利益		1,582,055,395
【販売費及び一般管理費】		1,828,255,630
営業損失		△ 246,200,235
【営業外収益】		
受取利息	1,251,180	
受取配当金	1,592	
雑収入	6,624,913	7,877,685
【営業外費用】		
支払利息	1,938,026	1,938,026
経常損失		△ 240,260,576
【特別利益】		
【特別損失】		
税引前当期純損失		△ 240,260,576
法人税等		210,000
当期純損失		△ 240,470,576

販売費及び一般管理費内訳書

自 令和06年06月01日

至 令和07年05月31日

スパーム株式会社

(単位：円)

科目	金額	
【販売費及び一般管理費】		
役員報酬	33,200,000	
給料賃金	202,162,314	
賞与	9,707,400	
法定福利費	36,689,364	
福利厚生費	1,323,941	
研修採用費	320,000	
業務委託料	87,997,319	
荷造運賃	1,761,497	
広告宣伝費	1,033,243,315	
接待交際費	8,996,981	
旅費交通費	41,182,349	
通信費	8,079,989	
水道光熱費	6,041,483	
修繕費	1,700,250	
備品・消耗品費	21,955,460	
車両費	187,164	
地代家賃	88,227,777	
保険料	3,495,999	
租税公課	867,321	
支払手数料	106,076,206	
支払報酬	22,357,374	
会議費	1,939,129	
新聞図書費	319,007	
減価償却費	91,541,747	
貸倒損失	17,906,220	
雑費	699,024	
諸会費	277,000	
販売費及び一般管理費合計		1,828,255,630

株主資本等変動計算書

自 令和06年06月01日
至 令和07年05月31日

スベーム株式会社		(単位：円)
株主資本		
資本金	当期首残高	5,000,000
	当期変動額	0
	当期末残高	5,000,000
利益剰余金		
その他の利益剰余金	当期首残高	-247,935,694
	当期変動額	当期純利益 -240,470,576
	当期末残高	-488,406,270
株主資本合計		
	当期首残高	-242,935,694
	当期変動額	-240,470,576
	当期末残高	-483,406,270
純資産の部合計		
	当期首残高	-242,935,694
	当期変動額	-240,470,576
	当期末残高	-483,406,270